

2013年1月24日

特別抗告申立書

最高裁判所御中

申立人 片岡健

〒734- 広島市南区

電話&FAX:082 携帯電話:090

広島地方裁判所刑事第2部が平成25年1月21日付けで行なった平成25年(む)第17号事件の準抗告棄却決定について、不服ですので、以下のとおり、特別抗告を申し立てます。

第1 申立の趣旨

1 原決定を取り消す

2 広島地方検察庁の検察官は、申立人が閲覧を請求した被告人飯田眞史に対する殺人、窃盗被告事件に係る裁判の保管記録のうち、裁判不提出証拠についても申立人に閲覧させることが可能か否かを改めて検討した上で、閲覧可能と認められるものは閲覧させる

との決定を求めます。

第2 申立の理由

1、原決定は、刑事確定訴訟記録法により閲覧請求の対象となり得る記録には、検察官が裁判に提出しなかった証拠も含まれると解するべきだという申立人の主張を退けるにあたり、次のような見解を示しています。

〈申立人の指摘する、国民による裁判の事後検証の重要性等を踏まえても、刑事確定訴訟記録法により閲覧請求の対象となり得る記録には、裁判所に提出されず裁判所により編綴されていない、不提出資料一式は含まれないと解するのが相当である〉(原決定より抜粋)

しかし、一読しておわかりのように、原決定は、〈刑事確定訴訟記録法により閲覧請求の対象となり得る記録には、裁判所に提出されず裁判所により編綴されていない、不提出資料一式は含まれないと解するのが相当である〉と結論づけながら、そう結論づけた「根拠」を一切示していません。

しかも、そのように結論づけるなら、文脈的には本来、「国民による裁判の事後検証の機会を制限してでも大事にせねばならない何か」が存在することを「根拠」として挙げなければいけないことは明らかですから、原決定を行なった裁判官は

「裁判の事後検証の機会」を国民にどこまで与えるべきかという重要な問題を軽く考えすぎだと言わざるを得ません。

このような裁判官としての「良心」を欠いた原決定は、憲法第76条3項に違反していますので、取り消すほかありません。

2、申立人が準抗告申立書で示した主張は、上記のように原決定では事実上、何の検討もされていませんので、貴裁判所に改めて最初から検討して頂きたく、以下に再掲します。

刑事裁判の終結後、その保管記録を「何人も」閲覧できると刑事訴訟法で定められている趣旨は色々考えられますが、その中には当然、裁判が公正に行われたか否かを国民がチェックできるようにするという趣旨も含まれているはずです。

そして、裁判が公正に行われたか否かを国民が判断するためには、裁判で調べられた証拠のみならず、検察官が裁判に提出しなかった証拠も検証する必要があります。

それは、いわゆる「検察官の証拠隠し」によって、これまでに数多くの冤罪が発生してきた歴史的事実を見れば明らかなことです。

したがって、法の趣旨に照らせば、検察官が裁判に提出しなかった証拠も閲覧請求の対象にならないはずはありません。

加えて、本件殺人、窃盗被告事件は、まだ若い女性が凄惨な暴行を加えられて死に至り、その犯行を敢行した嫌疑をかけられながら一貫して無実を訴えてきた男性が有罪判決確定後も身の潔白を証明するため、再審請求している事案です。

つまり、冤罪の疑いがあるばかりか、残虐な犯行を敢行した真犯人がいまだ野放しになっている疑いもある事件だということです。

このような事件については、裁判が公正に行われたか否かを国民がチェックする必要性がひとときわ高いと言えます。

3、以上の通りですから、広島地方検察庁の検察官は、本件殺人、窃盗被告事件に係る証拠のうち、裁判不提出証拠も申立人に閲覧させることが可能か否かを改めて検討した上、閲覧可能な証拠を申立人に閲覧させるべきです。もちろん、申立人もその実現のためならば、裁判所や検察庁の事務に支障が出ないように、閲覧を希望する証拠を限定するなどの配慮はさせて頂くつもりです。

なお、仮に貴裁判所がこの申立を棄却されるのであれば、少なくとも、申立を棄却する何らかの根拠を示すべきです。

以上